

## 健康課題に対する取り組みの現状と今後の方策について

健康課題		取り組みの現状	今後の取り組み	
			方向性	具体策
健診（検診）事業の普及	①定年退職期を迎える 60 歳代男性に対する支援	<b>退職者に対する健診</b> ・定年退職後も、任意継続健康保険の加入者には、生活習慣病予防健診の案内を送付し、健診を実施しているが、保険の切替え後は対象から外れる。（協会けんぽ）	○ 加入保険の切替え時に、今後の健診・がん検診の受診方法等の情報を提供する必要がある。	<b>退職者への啓発</b> ・任意継続者の退会手続き書類に、今後の健診・がん検診の受診方法について掲載する。（協会けんぽ） ・国保への新規加入者に、市民課窓口でがん検診の案内ハガキを渡す。（市）
	②若年女性に対する支援	<b>がん検診の実施</b> ・子宮がん検診(20 歳から)、乳がん検診(30 歳から)を登録制で実施。（市） ・国の施策として、乳がん検診(40. 45. 50. 55. 60 歳)・子宮がん検診(20. 25. 30. 35. 40 歳)の無料クーポンと検診手帳を対象者に送付し受診勧奨する予定。（市） ・子宮がん検診(20 歳から偶数年齢)、乳がん検診(40 歳から偶数年齢)の案内を、事業所へ送付し、被保険者に実施。（協会けんぽ） <b>事業主・産業保健関係者への啓発</b> ・毎年母性健康管理研修会を開催し、事業主・産業保健関係者に検診の重要性を説明。（産業保健推進センター）	○ 若年女性に対するがん検診の機会は地域や職域で設けられているが、受診率が低い。様々な機会を利用して本人及び関係者に、啓発や具体的な情報提供をする必要がある。 ○ 若年女性の健康課題は、がん検診受診率の他にも、喫煙率の増加、食事の偏り・やせによる骨粗鬆症のリスク等もあるため、これらの生活習慣改善に向けた取り組みも同時に必要である。	<b>若年女性への啓発</b> ・女性の集まる美容院等に啓発リーフレットを配布する。（市） ・女性の集まる研修会等の場で、ミニ健康講座やリーフレット配布等の啓発活動を実施する。（市、各機関・団体） <b>事業主・産業保健関係者への研修</b> ・母性健康管理研修会で、事業主・産業保健関係者に対し、女性のがん検診の重要性・受診方法について説明する。（産業保健推進センター）
健康づくり活動への支援	③小規模事業所で働く人に対する支援	<b>健診（検診）の実施</b> ・35 歳以上の被保険者のいる事業所(H21 年度は県内 32, 885 ヶ所)に、生活習慣病予防健診の案内を送付して受診を勧奨。受診率は約 3 割。（協会けんぽ） ・商工会議所会員事業所経営者、従業員、家族を対象に健康診断、郵送がん検診、脳トックを実施。（商工会議所） ・市民を対象に、胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺のがん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診を実施。（市） <b>健診事後指導の実施</b> ・従業員 50 人未満の事業所を対象に、産業医による無料健康相談を実施しているが、認知度は約 35%で利用者が少ない。（地域産業保健センター）	○ 従業員 50 人未満の事業所は健診結果の報告義務がなく、法的な介入手段がない。小規模事業所の集合体もないため、指導の波及効果も少ない。 ○ 小規模事業所に直接働きかける手段は少ないが、事業所の大半を占める小規模事業所に焦点を当てないと、健康づくりの底上げはできない。	<b>事業所への受診勧奨</b> ・生活習慣病予防健診の未受診事業所に再勧奨とアンケート調査を実施する。（協会けんぽ） <b>健康づくりガイドの作成</b> ・小規模事業所等に、健診（検診）の受診方法や、健康づくりに関する市及び協議会員の持つ社会資源等を掲載したガイドを作成し、商工会議所等を通じて配布する。市の HP にもガイドを掲載し、各団体からリンクを貼って活用する。（地域・職域連携推進協議会）
	④食生活、運動習慣、メンタルヘルス等、健康づくりに関する様々な情報の発信	<b>社会資源の情報提供</b> ・運動施設・サークル・健康づくり応援店等の情報を掲載した健康づくり支援マップを区ごとに作成。（市） ・ホームページ、機関紙等による健康情報の発信。（市、各機関・団体） ・健康保険委員による健康情報の普及（協会けんぽ） <b>対象者への保健事業</b> ・各種健康教育・健康相談事業を実施。（市） ・保健師が事業所を訪問し個別相談・集団学習を実施（協会けんぽ） ・市民健康づくり大会を開催し、健康づくりの講演会、体験、相談、ウォーキング等のイベントを実施。（市、新世紀ちば健康プラン推進協議会） <b>関係者の資質の向上</b> ・市内の給食施設の栄養士等を対象に、健康づくり・食品衛生等に関する研修会を開催。（市） ・メンタルヘルスに関するセミナーの開催（商工会議所）	○ 各機関・団体が様々な健康情報を発信しているため、これらを共有し、より多くの人に周知するための工夫が必要である。 ○ 小規模事業所の従業員等に、働きかける機会が必要である。	<b>事業主・産業保健関係者への研修</b> ・商工会議所、労働基準協会等の実施する研修会の場で、ミニ教育やリーフレットの配布をする。（市、各機関・団体） <b>小規模事業所への健康づくり講座</b> ・小規模事業所に、テーマ・概要をわかりやすく提示し、健康づくり講座を実施する。（地域・職域連携推進協議会） <b>情報の発信</b> ・各機関・団体のホームページにリンクを貼り、お互いの情報を活用し合う。 ・商工会議所、労働基準協会等の機関紙を活用し、保健事業の周知をする。（市、各機関・団体）
ネットワークの充実	⑤地域・職域保健の関係機関のネットワークの充実	<b>市及び区におけるネットワーク</b> ・地域・職域連携推進協議会、同作業部会 ・区健康づくり支援連絡会：各区健康課が中心となり、区内の医療機関・住民・事業所等が集まり、地域の健康づくり情報の共有、意見交換、学習会等を実施。 <b>専門分野によるネットワーク</b> ・管内保健従事者研究会：市・事業所・病院等に勤務する保健師等が集まり、保健指導等の情報交換を実施。 ・給食施設連絡会：給食施設の代表者が集まり、給食施設従事者の資質の向上や相互支援体制について検討。 ・栄養・食生活改善連絡会：調理師会・栄養士会・食品衛生協会・食生活改善協議会の代表者が集まり、健康づくりや健康プランの推進について検討。	○ 地域・職域保健の関係者が顔を合わせ、健康問題やその対策等について共通認識を持つことが必要である。 ○ 各機関・団体が各々の特性を生かし、具体的な連携を進めることが必要である。	<b>情報の共有</b> ・各機関・団体の持つ社会資源や健康課題等について情報を共有する。 <b>連携事業の実施</b> ・健康ガイドの作成・配布や健康づくり講座の実施等の連携事業を通じて連携を深める。